

介護老人保健施設やよい苑 利用料 (令和3年4月改正)

●訪問リハビリテーション費

307 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 6 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 200 円／日

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ 180 円／月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ 450 円／月

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

-50 円／回

○介護予防訪問リハビリテーション費

307 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 6 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 200 円／日

利用開始の属する月から12月超 -5 円／回

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

-50 円／回

※上記の利用料について説明を受け同意しました。

印

介護老人保健施設やよい苑 利用料 (令和3年4月改正)

(二割)

●訪問リハビリテーション費

614 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 12 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 400 円／日

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ 360 円／月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ 900 円／月

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

-100 円／回

○介護予防訪問リハビリテーション費

614 円／回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 12 円／回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 400 円／日

利用開始の属する月から12月超 -10 円／回

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

-100 円／回

※上記の利用料について説明を受け同意しました。

印

介護老人保健施設やよい苑 利用料 (令和3年4月改正)

(三割)

●訪問リハビリテーション費

921 円/回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 18 円/回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 600 円/日

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ 540 円/月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ 1,350 円/月

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

-150 円/回

○介護予防訪問リハビリテーション費

921 円/回(20 分)

サービス提供体制強化加算 (I) 18 円/回

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から3月以内 600 円/日

利用開始の属する月から12月超 -15 円/回

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診察を行わなかった場合

-150 円/回

※上記の利用料について説明を受け同意しました。

印